

4月15日 経済学会例会

## 障害者雇用の現状と課題

藤岡 秀英

2006年、国連で障害者権利条約が採択されてから、日本もこの条約を批准するために障害者雇用の推進に非常に積極的な政策介入が続けられてきた。

まず、民間企業での障害者の一般就労を増やすため「障害者雇用率（法定雇用率）」が設定されている。2026年現在、民間企業は被用者の2.5%、国・地方自治体（大学等）は2.8%の障害者を雇用しなければならない。ちなみに、神戸大学も法定雇用率を満たせていない。障害者雇用率を満たさない事業者には「納付金」が義務付けられ、事業者名も公表されてしまう。このような事態を回避するために、民間事業者は「障害者雇用代行サービス」、「農園型就労支援サービス」が増加している。

他方、障害者の就労を促進する福祉政策として、「就労継続支援事業」A型、B型がある。A型とは、最低賃金よりも高い時給で給与を支払う事業者であり、一般就労への職業訓練を目的としている。B型は最低賃金を支払うことが困難な障害者の「居場所」「福祉的就労」の舞台である。これらの障害者福祉政策にどれだけの公的資金が投入されているのか。これによってどのような問題が派生しているかを検討する。

今回の報告では、障害者雇用をめぐる政策について、できるだけわかりやすく紹介しながら、これらの制度が抱える原理的な問題を明らかにしたい。